

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会

説明資料

2022年6月29日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

流通改善の更なる推進

- 本年1月から適用の流通改善ガイドラインの改訂を受け、当連合会では会員向けの冊子を作成し説明会を開催するなど、ガイドライン徹底に向けた独自の取組みを進めております。また、卸各社も取引先の理解を得ながら流通改善の取組みを進めておりますが、流通改善ガイドラインが目指すゴールに到達するまでには、未だ道半ばの状況です。
- 本日は医薬品の流通や取引をめぐる医薬品卸の課題認識をあらためて共有させていただきます。
「医薬品産業ビジョン2021」においては、制度見直しについても言及されています。流通改善での更なる議論により、流通改善の実現に向けてご支援いただけますようお願い申し上げます。

医薬品産業ビジョン2021 (抜粋)

iv 流通

(卸売業者の交渉支援)

- 薬価改定は市場実勢価格と調整幅を基本として決定されている。これは、医薬品の価値や安定供給のための費用を見込んだ上での価格設定である。こうした視点を欠いた過度な値引き交渉は、薬価制度の趣旨と相容れないものであるとともに、薬価改定を重ねるにつれて、やがては卸の事業継続が困難となり、安定供給ができなくなる。
- 同様に、頻繁な価格交渉も、医薬品卸の使命である安定供給に支障を来しかねない。年間契約等により長期の契約を基本とし、当年度内は受結価格の変更を原則行わないようにする等、卸売企業が安定供給などの本来業務に注力できるようにすべきである。
- メーカー、卸、医療機関等との間の契約自体は民衆の取引による市場メカニズムにより形成されているが、最終的な償還価格は薬価という公定価格制度に基づき決定され、社会的影響も大きい。医薬品卸は、メーカーと医療機関等の仲立ちを務めてきたが、本質的な医薬品の価値に基づく価格形成力があつたとは言い難く、商慣行の改善に向けた支援が必要である。特に、令和3年度からは**毎年薬価改定が行われる状況となり、取引環境に大きな変化が生じてきていることも踏まえ、引き続き、国においても流通改善ガイドライン等の改善と現場への指導・徹底や制度の見直し等を通じて、適切な価格交渉など流通改善の実現に向けた支援を行う。**

医薬品卸の課題認識 - 1

A) 総価交渉の取引慣行の是正

- 今回の調査でも示されているように、単品単価契約に至る価格交渉過程では、総価交渉の取引慣行が多く残っている。
- 医薬品の品目数が年々増加し、その特性も多様化していることから、単品単価交渉に携わる川下取引の業務が複雑化している。



対応を検討いただきたい項目

- 総価交渉の取引慣行からの脱却を図るべく、単品単価交渉の対象拡大のためのロードマップを策定すべきではないか。
- 今後、制度を見直すことで、単品単価交渉の更なる拡大につなげる仕組みを構築できないか。

B) 頻繁な価格交渉の是正

- 現在議論されている中間年の薬価改定が、仮に継続された場合、2年に一度だった価格交渉を、新たな薬価を受けて毎年行うこととなり、業務負荷の恒常的な増加が危惧されることから、妥結価格の頻繁な変更は可能な限り回避すべきである。
- 後発医薬品の需給調整の収束が見通せない中で、全ての流通当事者の業務負荷が増加している。加えて、災害など不測事態への対応も考えると、今後も業務負荷には十分な配慮が必要である。



対応を検討いただきたい項目

- 薬価調査の透明性を確保するためにも、未妥結減算制度を形骸化させかねない価格再交渉を防止する仕組みを検討できないか。

医薬品卸の課題認識 - 2

C) 仕切価・割戻し交渉の改善

- 仕切価に反映可能な割戻しが仕切価に転換され始めたが、全体としての仕切価率は下がっていない。
- 薬価告示後に変更される仕切価・割戻しの提示時期にばらつきがある。
- 現状、メーカーと卸との間で仕切価・割戻し交渉の実態がない。
- 卸から取引先への見積書提示は3月下旬から4月以降にずれ込み、仮価格が多い商慣行になってしまっている。
- 市場実勢価格を踏まえていない仕切価設定の品目が多く見受けられる。



対応を検討いただきたい項目

仕切価・割戻し交渉のあり方・期間について、検討する必要があるのではないか。

D) 包装仕様の多様化への対応

- 包装仕様が多様化しており、包装変更の多発による返品を招く要因となっている。
- 添付文書の同梱廃止に伴う、包装変更や返品の発生により流通上の混乱が生じることを懸念している。(経過措置は2023年7月31日までを期限としている)。



対応を検討いただきたい項目

包装仕様の変更を必要最小限にすることを検討する必要があるのではないか(包装仕様の簡素化など)。